平成２４年（フ）第１０９８号
千葉県銚子市川口町１丁目2084番地
破産者　株式会社不二貴
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２１４号
千葉県市川市福栄３丁目６番７号
破産者　有限会社マコト電業
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２２８号
千葉市緑区おゆみ野３丁目８番地３　ダイアパレスおゆみ野703号
破産者　塚原　俊行
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３７３号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目５番28号　クレアヒルズ幕張本郷605号
破産者　松岡　正彦
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４６２号
千葉県市原市真ケ谷98番地
破産者　武内九二夫
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４８７号
千葉県船橋市新高根３丁目14番17号
破産者　冨岡てる子（旧姓片岡）
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４８９号
千葉県市川市福栄２丁目11番20―112号ニックハイム行徳第１
破産者　小泉　恵子
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４９４号
千葉県市川市鬼越２丁目８番４号プラムハウス103号
破産者　山田　清美（旧姓安田）
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５２２号
千葉県八千代市大和田新田409番地15―118
破産者　齋藤　利昌
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７６３号
千葉県我孫子市新木野１丁目21番18号
破産者　株式会社レオ・コミュニケーションズ
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７６４号
千葉県我孫子市並木５丁目２番48―301号並木ハイツ、開始決定時の住所千葉県我孫子市我孫子２丁目５番1025号　シティアＢ棟
破産者　山田　義明
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３３号
千葉県柏市柏２丁目６番地17号
破産者　株式会社ニュー
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３４号
千葉県柏市柏２丁目６番17号
破産者　イー・デスク株式会社
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３５号
東京都足立区千住仲町18―６　メゾン白和310、住民票上の住所千葉県柏市柏1277番地の53
破産者　森重　善隆
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３６号
東京都港区高輪３丁目26番33号
破産者　株式会社ＥＲＴＡＩＮ
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３７号
千葉県柏市宿連寺448番地27
破産者　成島　康之
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２３２号
千葉県野田市野田677番地の１　ローズハイツ野田愛宕Ａ棟205号室
破産者　高田　麻弓（旧姓高原）
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２７２号
千葉県松戸市和名ケ谷1484番地　特別養護老人ホーム緑風園
破産者　中村　文彦
法定代理人保佐人　特定非営利活動法人早稲田成年後見サポートセンター
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２９６号
千葉県松戸市小金きよしケ丘３丁目４番地22
破産者　株式会社竹下企画
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２９７号
千葉県松戸市小金原６丁目７番地　小金原団地18棟101号
破産者　竹下　勝佳
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３０５号
千葉県柏市南増尾２丁目７番27号
破産者　有限会社沼南オートサービス
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部